

中央市の学校のあり方に関する提言書
(学校施設の最適化について)

令和5年11月

中央市学校のあり方検討委員会

目 次

はじめに

- 1 本市の現状及び将来の見込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 本市の人口の現状と推移
 - (2) 児童・生徒数の現状と推移
 - (3) 出生数の現状と推移
 - (4) 外国籍児童・生徒数の現状と推移
 - (5) 特別な支援が必要な児童・生徒数の現状と推移

- 2 学校の適正規模・適正配置の基準について・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 市立小中学校別の学校規模の現状と推移
 - (2) 学校規模の適正化
 - ① 「学区の見直し」について
 - ② 「小中一貫校及び義務教育学校への切り替え」について
 - ③ 「学校の統廃合」について
 - (3) 学校の小規模化によるメリット・デメリット
 - (4) 望ましい学級数の考え方
 - (5) 児童・生徒の通学手段
 - (6) 望ましい学校規模・学校配置の要件
 - ① 学校規模の面からみた望ましい教育環境
 - ② 学校の配置の面からみた望ましい教育環境
 - (7) 本市の学校の適正規模・適正配置の基準
 - ① 学校の適正規模の基準
 - ② 学校の適正配置の基準

- 3 学校施設の老朽化対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 市立小中学校施設長寿命化計画

- 4 中央市の今後の学校のあり方についての提言・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 特に対応を急ぐべき学校
 - (2) 今後も引き続き検討すべき学校

- 5 学校の統廃合を進めるにあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 審議会の設置
 - (2) 地域特性への配慮
 - (3) 通学手段の確保
 - (4) 学校経営の円滑な移行
 - (5) 校舎の建設
 - (6) 情報の公開

6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（1）外国籍児童・生徒について
（2）いじめ・不登校、特別な支援等について
（3）教員の職場環境の整備等について

- 学校のあり方検討委員会委員名簿
- 提言の経過

おわりに

はじめに

「Society 5.0 時代」を迎える今、社会全体を取り巻く環境は、高度情報化、国際化、超少子高齢化とめまぐるしく状況が変化し、子ども達の教育環境に大きな影響を与えています。特に、少子化は、児童・生徒の減少に拍車を掛けており、他の市町村と同様に本市においても今後学校の小規模校化が進むものと予測されています。

このような中、市内の学校施設は築30年～52年と老朽化が進み、現在は平成31年度に策定された「中央市内小中学校施設長寿命化計画」により改修等が進められていますが、急速に変化する教育環境に伴い、このままこの計画を進めていくことがよいのか、又はこの計画の見直しを行い、新たな対策等による学校施設計画等を作ることがよいのか、市全体の今後を見据えた学校教育のあり方を検討するため、令和5年9月に「中央市学校のあり方検討委員会」が組織されました。本委員会では、子どもファーストを原則に、子ども達にとって望ましい教育環境の要件、学校の適正規模・適正配置の基準及び学校の適正配置の方向性等、将来を展望した学校のあり方について幅広い見地から議論を深めてきました。

そして、こうした議論を踏まえ、今般、学校施設の最適化について、「中央市の学校のあり方に関する提言」を取りまとめるに至りました。この提言書が本市の教育を取り巻く課題の解消や子ども達にとって望ましい教育環境の整備に貢献し、より一層充実した教育環境を実現するための指針となるよう願っています。

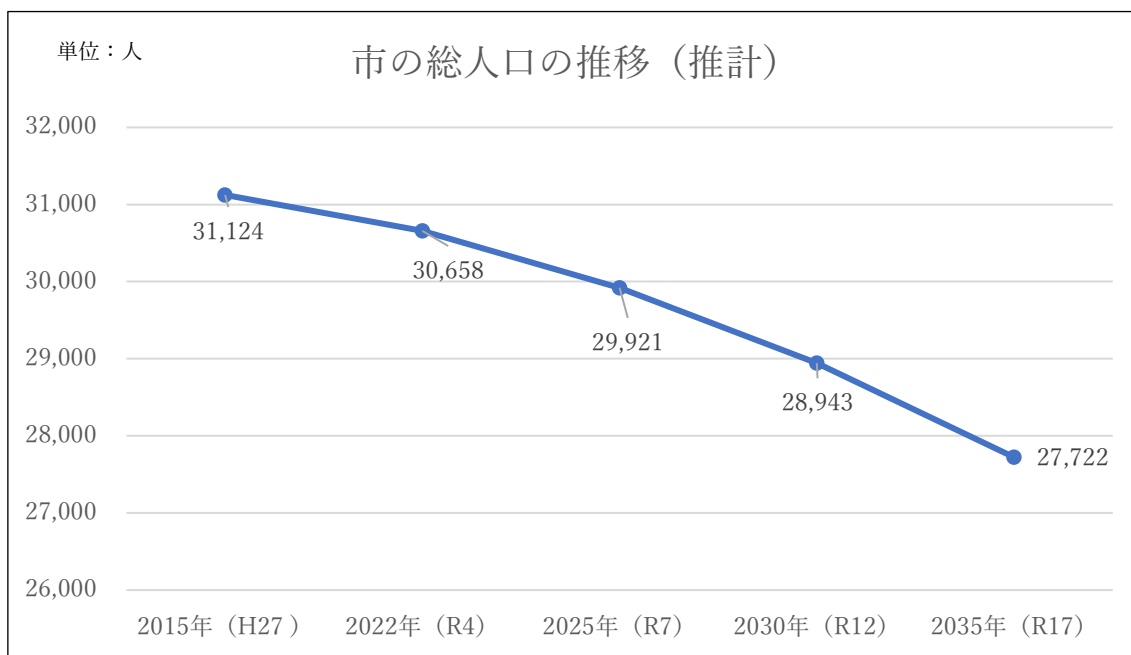
1 本市の現状及び将来の見込みについて

(1) 本市の人口の現状と推移

本市の将来人口は、わずかずつではありますが減少傾向にあります。3つの町村が合併した本市の人口は、2005年（平成17年10月1日現在の国勢調査）において31,650人でしたが、2015年には31,124人に減少しました。

今後の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると2025年（令和7年）の推計人口は29,921人で、2030年（令和12年）は28,943人、2035年（令和17年）は27,722人と、漸次減少する見込みとなっています。

また、本市の人口ビジョンでは、人口減少の度合いは緩やかであるとしていましたが、転出増加を原因とした社会減の進行が従来に比べて早いペースで進む見通しとなっていることと、出生数の減少とが相まって人口減少に拍車がかかる状況と想定しており、本市の強みを生かした戦略等により人口減少のペースを緩やかにする各種施策に取り組んでいくとしているものの、人口減少は避けられない状況となっています。



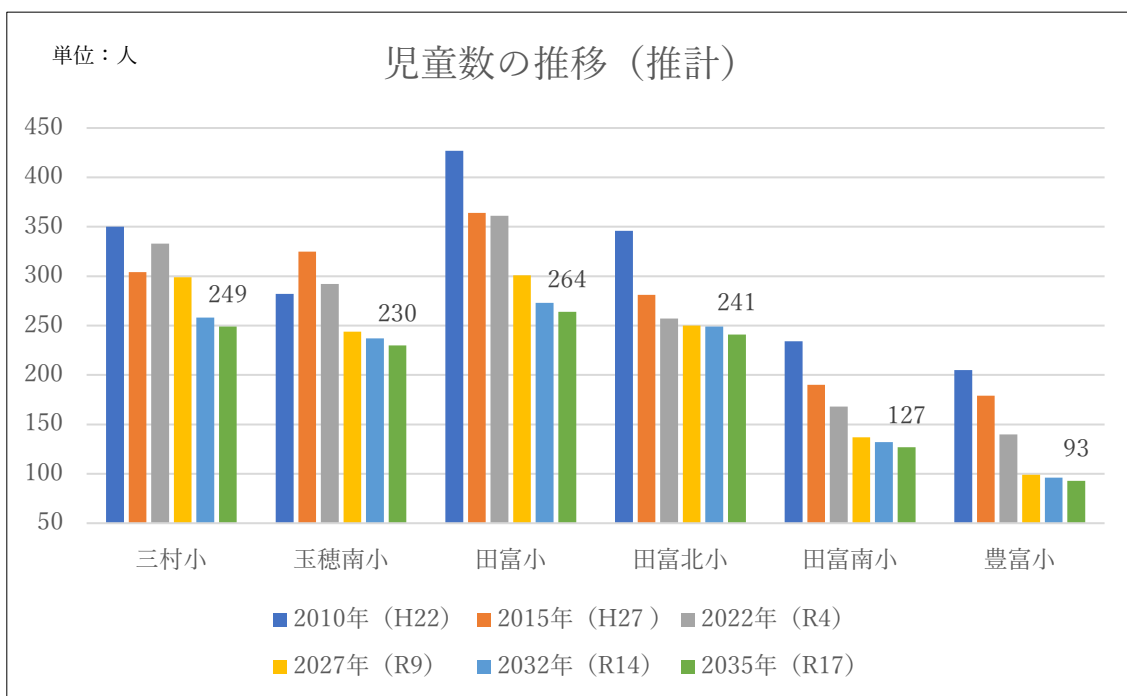
資料：国立社会保障・人口問題研究所（H30年推計）

(2) 児童・生徒数の現状と推移

本市の小中学校の児童・生徒数は、2010年（平成22年度）における児童数が1,844人、生徒数が959人でしたが、2022年（令和4年12月現在）には児童数1,551人、生徒数807人に減少しています。

今後の推移については、これまでと同様、少子化によりさらに児童・生徒数は減少し、児童数は2027年（令和9年度）に1,330人、2032年（令和14年度）には1,245人（△85人）になると見込んでおり、2035年（令和17年度）には1,204人とさらに減少する見込みです。また、生徒数は2027年（令和9年度）に692人、2032年（令和14年度）には644人（△48人）になると見込んでおり、2035年（令和17年度）には621人とさらに減少する見込みです。このことから、本市の全小中学校において、これまで以上に小規模校化や少人数化が進むことが見込まれます。

【小学校】

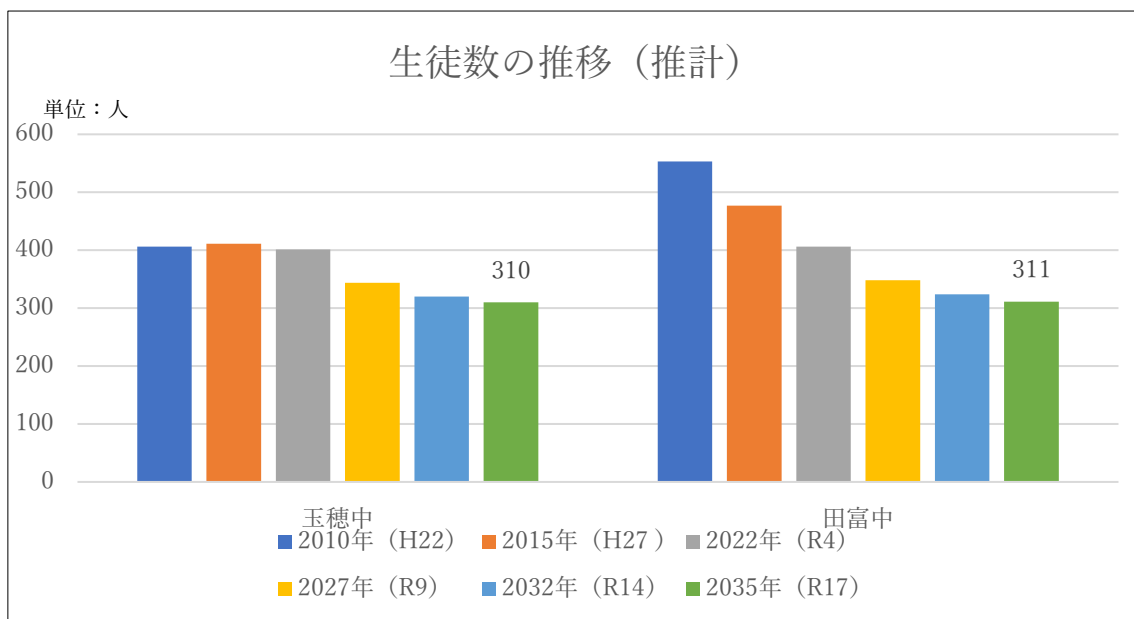


(単位：人)

	2010(H22)	2015(H27)	2022(R4)	2027(R9)	2032(R14)	2035(R17)
三村小	350	304	333	299	258	249
玉穂南小	282	325	292	244	237	230
田富小	427	364	361	301	273	264
田富北小	346	281	257	250	249	241
田富南小	234	190	168	137	132	127
豊富小	205	179	140	99	96	93
計	1,844	1,643	1,551	1,330	1,245	1,204

資料：国立社会保障・人口問題研究所による本市の人口推移と現在の出生数及び出生率から勘案した学校別在籍者の推移を見込んで算出。

【中学校】



(単位：人)

	2010(H22)	2015(H27)	2022(R4)	2027(R9)	2032(R14)	2035(R17)
玉穂中	406	411	401	344	320	310
田富中	553	477	406	348	324	311
計	959	888	807	692	644	621

資料：国立社会保障・人口問題研究所による本市の人口推移と現在の出生数及び出生率から勘案した学校別在籍者の推移を見込んで算出。

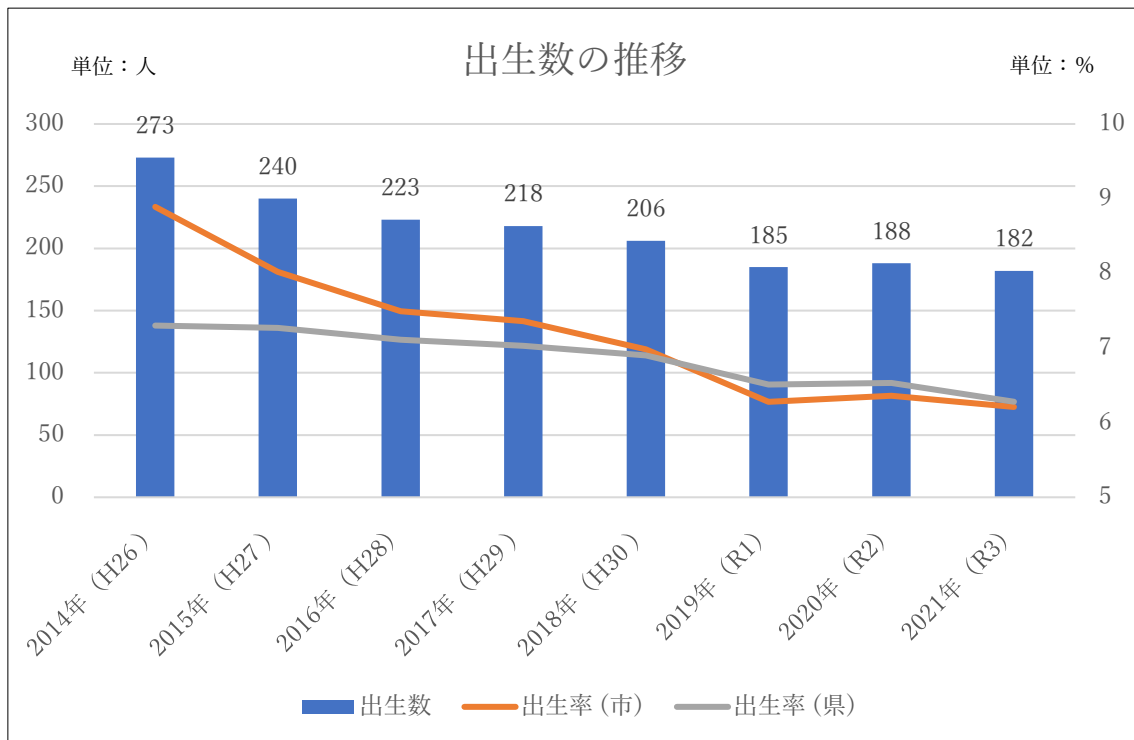
(3) 出生数の現状と推移

本市の出生数は、2014年（平成26年度）に273人でしたが、毎年減少が続
き、2019年（令和元年度）には初めて200人を下回り185人となりました。
2021年（令和3年度）の出生数は182人で、減少傾向は続いています。

（単位：人、％）

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
出生者	273	240	223	218	206	185	188	182
出生率	市	8.02	7.49	7.36	6.98	6.28	6.36	6.21
	県	7.27	7.11	7.03	6.90	6.51	6.53	6.28

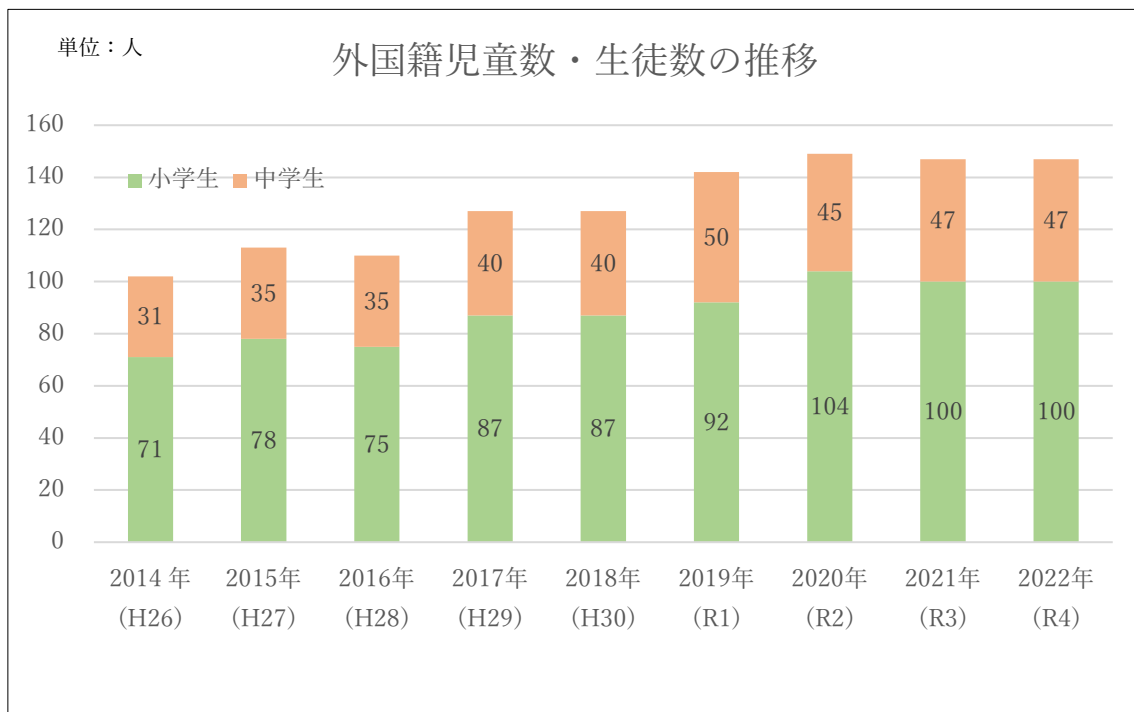
資料：山梨県HP「人口動態統計」



(4) 外国籍児童・生徒数の現状と推移

本市の外国籍児童・生徒数は、2014年（平成26年度）に小学校で71人、中学校で31人の計102人でしたが、年々増加が続き、2022年（令和4年度）には小学校で100人（1.4倍）、中学校では47人（1.5倍）の計147人（1.4倍）となりました。

今後の推移については、外国人材の受入れや共生社会の実現に向けた総合的な施策を国でも図ることとしているため、本市における外国人も増加が予想されています。



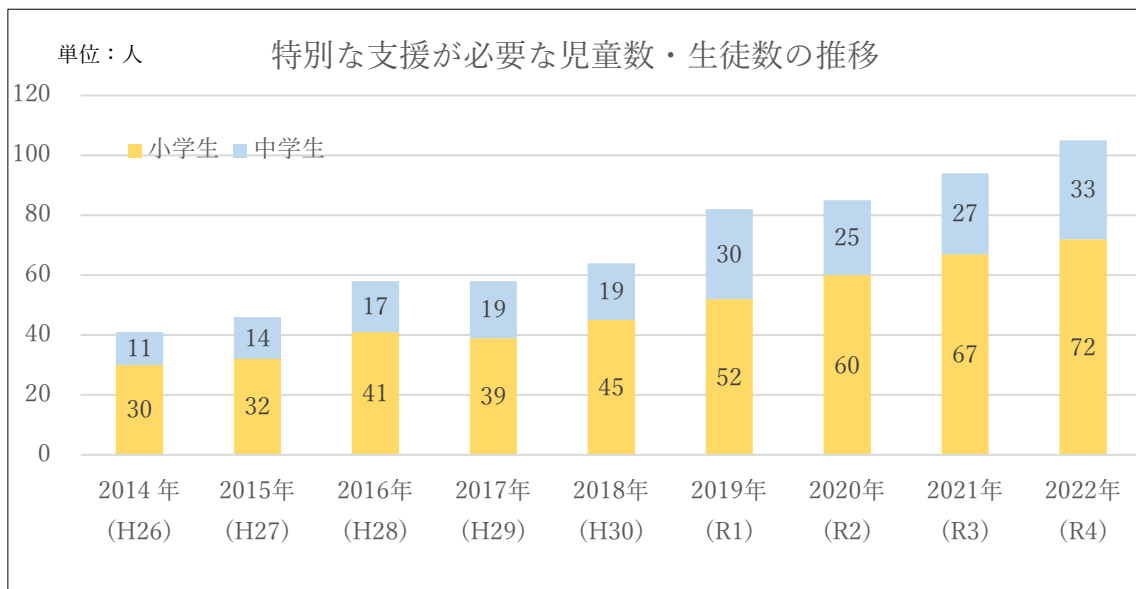
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
小学校	71	78	75	87	87	92	104	100	100
中学校	31	35	35	40	40	50	45	47	47
合計	102	113	110	127	127	142	149	147	147

資料：市「外国籍児童数・生徒数調べ」

(5) 特別な支援が必要な児童・生徒数の現状と推移

本市の特別な支援が必要な児童・生徒数は、2014年（平成26年度）に小学校で30人、中学校で11人の計41人でしたが、年々増加が続き、2022年（令和4年度）には小学校で72人（2.4倍）、中学校では33人（3.0倍）の計105人（2.6倍）となりました。

今後の推移については、発達障がい幅広く認知されるようになり診断を受ける子どもが増えてきたことや、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応が求められるようになってきていることなどからさらなる増加が予想されています。



	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
小学校	30	32	41	39	45	52	60	67	72
中学校	11	14	17	19	19	30	25	27	33
合計	41	46	58	58	64	82	85	94	105

資料：山梨県HP「県内の学校・学級・児童生徒数等」

2 学校の適正規模・適正配置の基準について

(1) 市内小中学校別の学校規模の現状と推移

本市は、2つの町と1つの村が合併して17年目を迎えましたが、人口減少も緩やかで、市町村合併後もほとんどの学校が適正規模校としての環境の中で教育が行われてきました。

しかしながら、今後は児童・生徒数が減少する見込みであるため、適正規模の学校を維持することが困難となる学校も予想され、集団の中で多様な考えに触れることや切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくなどの教育環境の違いが発生するおそれがあります。

小学校

(各年9月1日現在)

学校名 (学級数)	学校規模の推移						児童の推移 (R5-H22) 赤字：R5 黒字：H22
	過小規模 (1~5)	小規模 (6~11)	統合の場合の適正規模		大規模 (25~30)	過大規模 (31以上)	
			適正規模 (12~18)	(19~24)			
三村小			○(13) ○(12)				▲35
玉穂南小			○(12) ○(10)				7
田富小			○(15) ○(15)				▲86
田富北小		○(11)	○(13)				▲96
田富南小		○(6) ○(9)					▲63
豊富小		○(6) ○(9)					▲69

資料：教育総務課「H22・R5 在籍児童数一覧」

中学校

(各年9月1日現在)

学校名 (学級数)	学校規模の推移						児童の推移 (R5-H22) 赤字：R5 下段：H22
	過小規模	小規模	統合の場合の適正規 模		大規模	過大規模	
			適正規模				
	(1～5)	(6～11)	(12～18)	(19～24)	(25～30)	(31以上)	
玉穂中			○(12) ○(11)				▲19
田富中			○(12) ○(16)				▲153

資料：教育総務課「H22・R5 在籍児童数一覧」

※ 学校規模の分類については、文部省助成課資料（昭和59年作成）「これからの学校施設づくり」による。

※ 学級数は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）及び山梨県独自の学級編成基準に基づき算定。令和5年については、小学1年から3年生までは25人学級、小学4・5・6年生は35人学級、中学生は35人学級により算出した。

(2) 学校規模の適正化

文部科学省では、学校規模の適正化が維持できないことが明白な場合には、「学校設置者は、学校規模の適正化を図ることで児童生徒の学ぶ環境をより良くするための方策を検討し、判断しなければならない」としており、その方策の例示として「学区の見直し」、「小中一貫校及び義務教育学校への切り替え」、「学校の統廃合」等を示しています。

① 「学区の見直し」について

令和3年度に市教育委員により、各集落（自治会）内の児童を今の学校から隣接する学校へ振り替える等の検討が行われました。例えば、玉穂南小学校から三村小学校へ、三村小学校から玉穂南小学校へなど、どの対策も学校同士のバランスを取れる在籍者数にはならず、また児童数を中心に振り分けてしまうと集落（自治会）内で異なる学区となる児童が生じてしまう（地域

性や防災上好ましくない等の) ことから、「現行のまま存続させること」を判断した経緯があります。

② 「小中一貫校及び義務教育学校への切り替え」について

令和4年度に県教育委員会の教育指導担当を講師に招いて、市教育委員による「学習会（研修会）」が開催されました。その中で、「小中連携校」は県内でもいくつかの学校で実施しているものの、「小中一貫校（又は義務教育学校）」は県内には存在しないこと、全国的にも「150校」ほどの実績しかないこと。その要因のひとつは、設置までのハードルが高いこと（学校独自のカリキュラムを作成し、文部科学省の認定を受けなければならないこと、また設置に伴う国・県による支援（補助交付金等）がないこと等）により、今の段階では「本市のニーズに合わない」と判断した経緯があります。

③ 「学校の統廃合」について

令和4年度に「市小中学校教育懇話会」を開催し、市内小中学校長・各校PTA代表者・地域代表者・市教育委員等から様々な意見を伺いました。学校の統廃合により文部科学省の学校の適正規模を確保することはできますが、学校の果たす役割は子どもの発達成長を育む場であるだけでなく、防災上又は地域交流や地域スポーツ等交流の場とした「地域の資源としての役割」もあります。

こうしたことから市教育委員会では、「地域や保護者、学校関係者の声を聴く中でこれからの学校のあり方と市の教育の方向性を検討し、まずは子ども達への教育をファーストに、そして地域資源としての活用を考えた施策を計画していきたい」としています。

(3) 学校の小規模化によるメリット・デメリット

文部科学省が都道府県や市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会(平成20年12月2日)で配布した資料によると、学校の小規模化によるメリット・デメリットは次表のとおりとなります。

内 容	メリット	デメリット
【学習面】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活の中で、多様な考えに触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。
【生活面】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。

<p>【学校運営 ・財政面】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等について相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
<p>【その他】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

(4) 望ましい学級数の考え方

文部科学省では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日）」の中で、望ましい学級数の考え方を次のとおり示しています。

- 学校運営上の課題などを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

(5) 児童・生徒の通学手段

児童・生徒の通学距離については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。ただし、条件に適合しない場合においても、教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、条件に適合するとみなす。」と示されています。

本市では、玉穂中学校においては居住地が中学校から 2 キロメートル以上離れている生徒は自転車通学が許可されており、田富中学校においてもエリア圏外^{(注) 1}の生徒については自転車通学が許可されています。なお、小学校においてはすべての学校で徒歩通学となっていて、現状スクールバスで通学している児童・生徒はいません。

(注) 1

田富中学校は、南側は「田富南小学校」の南側の道路を東西に線引きし、その線より南側に居住している生徒及び、北側は山之神の「八幡宮」南側の道路を東西に線引きし、その線より北側に居住している生徒については、自転車通学が許可されている。

(6) 望ましい学校規模・学校配置の要件

① 学校規模の面からみた望ましい教育環境

学校規模については、子ども達が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、次の点に考慮することが望ましいと考えます。

○ 学校教育環境の向上

- 多様な人間関係を育むことができる学校規模を目指す。
- 学校行事やクラブ活動等、様々な活動ができる教育環境を整える。

○ 適正規模の確保

- 単学級を解消する。

また、学校の小規模化に伴うメリット・デメリットから、教育環境面、指導体制面、学校経営面の視点で、理想的な学校規模について次のような要件を満たす学校規模が望ましいと考えます。

○ 教育環境面

- ・ 人間関係が固定化されることのない規模であること。
- ・ 多様な価値観を持つ仲間と触れ合える規模であること。
- ・ 教員と児童・生徒との関わりが十分保たれる規模であること。
- ・ 仲間同士で切磋琢磨でき、適度な競争意欲を持つことができる規模であること。

○ 指導体制面

- ・ 多様な学習・指導形態をとることができる規模であること。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの特性を把握できる規模であること。
- ・ 運動会、体育祭、学習発表会、文化祭など、ある程度の集団で

活動できる規模であること。

- ・ 学年運営を効果的に進めることができる規模であること。
- ・ 施設、設備を有効に活用できる規模であること。

○ 学校経営面

- ・ 教員が互いに指導方法等を相談・研究できる規模であること。
- ・ 教職員が学校の教育目標や諸課題を常に共通理解できる規模であること。

② 学校の配置の面から見た望ましい教育環境

学校の配置については、児童・生徒、保護者、地域住民など関係者の様々な思いや考えがあるということを踏まえ、次の点に考慮することが望ましいと考えます。

○ 地域社会への配慮

- 学校と地域社会との関わりを大切にする。
- 地域コミュニティの拠点としての役割とともに、地域の活性化に配慮する。

○ 児童・生徒数の詳細な把握

- 現状だけでなく先を見通した検討を行う。
- 児童・生徒にとって著しい負担にならないように配慮する。

○ 通学の安全性の確保

- 児童・生徒の通学状況を把握し、安全性が保たれるように配慮する。

(7) 本市の学校の適正規模・適正配置の基準

望ましい学校規模、学校の配置を本市に照らし合わせた場合において、それぞれの要件を満たす基準を本委員会で具体的に検討した結果は、次のとおりです。なお、基準を適用するにあたっては、学校と地域コミュニティとの関係等、地域の実情を考慮するものとします。

① 学校の適正規模の基準

国の基準では、小中学校ともに12学級から18学級が適正規模となっている。本市も国の基準と同様に、小中学校において12学級以上が望ましいと考える。ただし、運用にあたっては地域の実情を考慮するものとする。

中央市の適正規模の基準

小学校：12学級から18学級（1学年 2学級から3学級）

中学校：12学級から18学級（1学年 4学級から6学級）

※ 特別支援学級を含まない学級数

② 学校の適正配置の基準

本市の適正配置の基準は、国が示す通学距離の基準が望ましいと考える。ただし、河川、鉄道、幹線道路等の地形・地物及び地域コミュニティと学校の関係や、児童・生徒の過度な負担等を考慮した弾力的な運用をするものとする。

3 学校施設の老朽化対策について

(1) 市立小中学校施設長寿命化計画

市では一般的な公共施設の場合、原則として老朽化が進んだ施設は築年数が概ね40～50年程度で建替え又は大規模改修をする計画となっていますが、学校施設の場合には集中的に多くの学校施設が対象となってくることから、平成30年度に「市内小中学校施設の適正化診断（耐震診断）」を行う中で、平成31年3月に「市立小中学校長寿命化計画」を策定しました。

*長寿命化とは、構造躯体を残して壁や不具合な箇所を修復して、建物の耐久性を高める工事。いわゆる「リフォーム」や「リノベーション」に近い。

同計画では劣化状態の悪い施設を優先して対策を順次施すこととし、まずは「田富小学校」から、次に「三村小学校」、その次に「玉穂南小学校」と、その後「田富中学校」、「玉穂中学校」、「田富南小学校」の順で対策を講じることとなっています。

現在の市内各学校の建築年度と築年数は次のとおりとなっています。

	延べ床面積	建築年度	築年数
三村小	5,665 m ²	1977 (S52)	46
玉穂南小	5,326 m ²	1993 (H 5)	30
田富小	5,656 m ²	1974 (S49)	49
田富北小	3,316 m ²	2023 (R 5)	0
田富南小	4,259 m ²	1989 (H 1)	34
豊富小	3,269 m ²	2021 (R 3)	2
玉穂中	7,324 m ²	1986 (S61)	37
田富中	7,178 m ²	1971 (S46)	52

*豊富小学校の特別教室は、築18年です。

*田富中学校は、1号棟の築年数です。

現在の学校施設における長寿命化計画は次のとおりとなっています。

	田富小	三村小	玉穂南小	田富中	玉穂中	田富南小
R4	仮設設計					
R5	設計					
R6	工事					
R7	工事	仮設設計				
R8		設計				
R9		工事				
R10		工事	仮設設計			
R11			設計			
R12			工事			
R13			工事	仮設設計		
R14				設計		
R15				工事		
R16				工事	仮設設計	
R17					設計	
R18					工事	
R19					工事	仮設設計
R20						設計
R21						工事
R22						工事

上記のとおり長寿命化計画における事業は、令和4年度から着手し、すべての学校の対策が完了するまで約20年間を見込む計画となっています。

なお、事業費（設計・仮設校舎・本工事・その他すべてを含む）としては、現在事業を進めている「田富小学校」で総額約22億円程度を見込んでいます（令和4年度試算）。次に実施予定となっている「三村小学校」で約21億円（令和4年度試算）で、すべての学校整備に要する経費は、令和4年9月現在で総額114億円程度となる予定ですが、昨今の物価高騰等によりこれ以上の予算を計上せざるを得ない状況にあります。

ところがこの計画が策定された平成 30 年度の後に、子ども達を取り巻く教育環境が「新型コロナウイルス感染症」や「G I G A スクール構想」等により大きく変わりました。長寿命化計画策定時と現在の状況を検証してみると次のような相違が見受けられます。

- ① 長寿命化計画策定時は、本市の児童・生徒数は多少の減少はあるものの大きな減少は見込んでいなかったが、児童・生徒数は大幅な減少が見込まれ、「田富南小学校」、「豊富小学校」、「玉穂中学校」、「田富中学校」が適正規模の基準に該当しなくなる見込みである。
- ② 長寿命化計画策定時は、防災上の観点が非常に強くまずは耐久性を高める対策を優先したが、国から「新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方について」の報告等がある中で、今後は様々な学習に対応できる多目的スペースや温かみのあるリビングのようなスペース、地域の方と懇談等ができるラウンジのようなスペースなど、「心地良さ」を加味できる学校整備が求められている。
- ③ 現施設の耐震等の診断を実施する中で、すべての学校で構造躯体が健全であることが確認されたことを受けて施設の長寿命化対策を計画したが、子ども達を取り巻く環境などが大きく変わりつつある中で、今後 20 年かけて残りすべての学校の整備を行う必要があるのだろうか。子ども達が学ぶ環境の適正規模等を文部科学省が示していることから適正規模やさまざまな学びに対応できる学校施設へ進めることも検討すべきではないか。学校を適正規模に再編することで市全体の学校数が減少し、市全体の学校施設の整備期間を短縮することも可能となり、事業費も縮小できるという見方もある。

4 中央市の今後の学校のあり方に関する提言

本委員会では、人口の減少傾向に伴う児童・生徒数の減少や、学校の適正規模、学校施設の長寿命化計画等について、本市教育委員会からの資料や国の学校適正規模・適正配置の考え方などにに基づき、通学区域の見直しや学校の再編、統廃合という手法などを含め、検討を重ねてまいりました。学校や地区の状況に応じては、条件が整う中で早急に地域住民やPTA等と協議を深め、結論を急ぐ必要のある学校、あるいはさらに検討や研究を進め結論を導くことのある学校等、それぞれの地域の実情に配慮しながら取り組んでいく必要があると考えますが、最終的には学校の関係者が集まって学校のあり方の協議を詰めることが必要となってくるため、次のとおり分類し、子ども達にとって一番望ましい姿は何かということを一に、小学校、中学校の最適化に向けた方向性を示して本委員会の提言といたします。

(1) 特に対応を急ぐべき学校

- ① 「三村小学校」と「玉穂南小学校」の長寿命化計画が差し迫っている。このまま計画を遂行するのか、文部科学省の新しい学校施設のあり方を踏まえ、両校を統合し新しい学校を新築するのか、早急に結論を出す必要がある。
- 関係各位とよく話し合い、子ども達にとってどうすることが一番よいか、十分検討することが望ましい。

(2) 今後も引き続き検討すべき学校

- ① 現在、小規模校であって全学年において単学級である小学校（「田富南小学校」、「豊富小学校」）及び全学年において単学級となると見込まれる小学校については、地域の実情などを十分に考慮することを前提に、他の小学校との統合も視野に入れて、そのあり方を総合的

に検討することが望ましい。

② 現在、適正規模校（「田富小学校」、「田富北小学校」）であっても、将来的に小規模校や全学年において単学級となると見込まれる小学校については、通学区域や学校規模の面を考慮したうえで、保護者や地域住民等の十分な理解と協力を得ながら、他の小学校との統合も視野に入れて、そのあり方を総合的に検討することが望ましい。

③ 「玉穂中学校」と「田富中学校」の統廃合については、著しい生徒減少が見込まれない限り時期尚早と考える。現状の国の基準（1クラス40人）からすると、近い将来1学年3クラスの小規模校に該当することとなるが、国の基準が変更されるケースもあり、小学校のように35人となれば1学年4クラスの適正規模校となることや、国の手引きにおいては「少なくとも9学級以上（1学年3クラス以上）を確保することが望ましい」とされていることもあり、この先も3クラス以上が保てる見込みであることから、しばらく様子を見て判断していくことが望ましい。

5 学校の統廃合を進めるにあたっての留意事項

本委員会では、児童・生徒の健やかな成長にとってどのような環境が望ましいかを第一に考え、検討を進めてきました。しかし、学校が地域に果たす役割は大きいことはもちろん、地域の協力なしに学校の経営も成立しません。今後、この提言をもとに、行政が小中学校の教育環境整備にかかる方針を決定するうえで、様々な課題が生じてくることが予想されます。それらの解消や緩和に向けて、次のことについて特段の配慮をお願いするものであります。

(1) 審議会の設置

学校の統廃合を進める場合には、各校区を単位として、地域住民、PTA、学校関係者等による審議会等を設け、意見を求めるものとする。

(2) 地域特性への配慮

地域の見守り活動や地区と学校のさまざまな協力体制（コミュニティ・スクール等）など、地域社会の教育力が児童・生徒の健やかな成長の一助となっており、また、学校は地域の防災拠点であるとともに、地域の伝統、歴史文化を継承していく場であり、地域のシンボルであるといった役割を果たしている。

学校を統廃合することとなった場合には、地域及び保護者への丁寧な説明を行い、理解を得たうえで、慎重に進めることが必要である。そして、校区が広がったとしても、今まで培ってきたコミュニティが損なわれることなく、将来に渡って活力ある地域コミュニティが存続することができるよう十分配慮して検討するものとする。

(3) 通学手段の確保

学校を統廃合することとなった場合には、通学距離が長くなることも想定され、スクールバス等による通学支援が必要になると考えられる。ただし、徒歩による通学は、健康づくり・体力づくりに効果があることや、教育の体験の場としての側面もあることから、一概に基準を作成することは難しいが、スクールバスの運行も含め、自然環境や交通事情を考慮し、安全確保に十分配慮した

通学支援について検討するものとする。

(4) 学校経営の円滑な移行

学校が統廃合された場合には、児童・生徒たちの新しい学校生活が順調にスタートできるよう入念な準備を行う必要がある。地域や学校の特性が異なる児童・生徒同士が合流することにより、新しい環境へのストレスを少しでも緩和できるよう、統廃合後を見据えた学校間の交流を進めるなど、特段の配慮を行うものとする。

(5) 校舎の建設

学校が統廃合され新しい校舎を建設することとなった場合には、文部科学省で公表している「新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方についての最終報告」に準拠した施設等の整備を行うものとする。

(6) 情報の公開

小中学校の統廃合等に関する情報は、該当者である児童・生徒及びその保護者はもちろんのこと、地域住民にとっても大きな関心事である。今後、意見を求めるためにも、検討過程や決定事項について、市のホームページや広報誌、PTA、地域の懇談会等を通じて、随時、一般に公表し、理解と協力を得て進めるものとする。

6 その他

(1) 外国籍児童・生徒について

外国籍児童・生徒の増加に伴い、これまでも日本語指導加配や市単通訳職員等を配置して対応してきたが、学校での対応は限界にきている。外国籍児童・生徒が学校での学習や生活に適応するためのプレスクールの設置や安心できる居場所づくりなど、子どもの権利条約やSDGsの理念を踏まえ、「誰一人取り残さない」きめ細やかな対応をさらに進めていくことが求められている。

(2) いじめ・不登校、特別支援等について

いじめや不登校、特別な支援が必要な児童・生徒の増加に伴い、これらの支援についても日常の支援はもとより、相談体制の充実や学習サポートの充実など、きめ細やかな対応をさらに進めていくことが求められている。

(3) 教員の職場環境の整備等について

新しい時代の学びを実践し、働き方改革を推進するためには、円滑に業務を遂行できる職場環境の整備が必要である。ICTを活用した教務マネジメントの充実を図り、学習支援員等の人員を適正に配置するなど、教員の職務負担を軽減するための職場環境のあり方について、現場の声を聞きながら、きめ細やかに検討し、その整備をさらに進めていくことが求められている。

○ 中央市立学校のあり方検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	池田 充裕	山梨県立大学教授	
2	比志 保	元市教育長	
3	田中 正清	前市教育長	
4	田中 真也	市立小中学校校長会 会長	三村小学校 校長
5	大原千栄子	市立小中学校教頭会 会長	玉穂南小学校 教頭
6	中込 栄	市立保育園統括園長	田富北保育園 園長
7	井口 太	認定こども園わかば幼稚園 園長	
8	高野 慶介	市PTA連絡協議会 会長	
9	長田 温雄	市社会教育委員の会 議長	
10	清水 洋	市スポーツ推進委員会 会長	
11	佐野 一彦	市図書館協議会 会長	
12	原田 廣明	市青少年育成カウンセラー	

* 順不同、敬称略

○ 提言への経過

年月日	内容
令和5年9月25日	令和5年度 第1回 市学校のあり方検討委員会 (委嘱状の交付、市の学校のあり方「学校施設の最適化」について)
令和5年10月10日	令和5年度 第2回 市学校のあり方検討委員会 (市の学校のあり方「学校施設の最適化」について)
令和5年11月8日	令和5年度 第3回 市学校のあり方検討委員会 (市の学校のあり方「学校施設の最適化」について)
令和5年11月28日	中央市の学校のあり方（学校施設の最適化）に関する提言 (市教育長へ提言書を提出)

おわりに

学校は、先人が蓄積してきた価値観や知識を伝承し、同年代の児童・生徒が触れ合い、切磋琢磨し、お互いを高め合う場であるとともに、地域のシンボル・財産として地域文化の形成や地域住民の連携の基幹となる役割を担ってきました。

しかしながら、現在、少子高齢化、国際化等の社会環境の変化に伴って学校の小規模化や教育環境の違い等の諸課題に直面せざるを得ない状況にあります。このことから、本委員会は諸課題を解決するために、「子ども達に対するよりよい教育環境の提供」ということを大前提に、学校の適正規模・適正配置の観点から、今後の学校のあり方のひとつとして統廃合を検討・実施する際の基準や留意点について提言を行いました。

学校の規模に起因する諸課題については、過小規模校・小規模校・適正規模校・大規模校・過大規模校などある中で、本市では現状ほとんどの学校が適正規模校であり、学校間における教育環境が著しく異なる状態には置かれていませんが、小規模校における教育環境などの諸課題は存在しています。学校は、「知・徳・体」の調和が取れた人間性豊かな児童・生徒を育成するために、教職員や保護者、地域住民相互がそれぞれ有機的に協力することが必要不可欠であり、学校は地域のシンボル・財産であることを改めて再認識することができました。

市当局におかれては、本委員会での議論を踏まえながら、今後、教育効果を高める様々な教育形態や魅力ある地域づくりなど学校のあり方について、深く考えて方向性を見出していきたいと思っております。また、今後も住民人口や児童・生徒数を増やすための施策を積極的に展開するとともに、子ども達にとって公平で偏りのない、そして望ましい教育環境が実現できるよう、地域住民の意見を十分に聴きながら、教育行政の推進を図っていただきますよう重ねてお願いいたします。